

質問回答

2018年3月12日

Bangladesh国ダッカ地下変電所建設事業実施促進支援

(公示日:2018年2月28日/公示番号:180025)について、質問の回答は以下のとおりです。

通番号	当該頁項目	質問	回答
1	p9 「8 資金協力本体事業等への推薦・排除」	<p>① 本節のご指示によると本事業実施促進支援を受注し、かつ各配電会社から公示される予定の本事業における施工管理コンサルタントも同一の会社が受注することが可能と理解しておりますが、その理解で正しいでしょうか？</p> <p>② またその際、本事業実施促進支援の実施メンバーと施工管理コンサルタントの重複が、本事業実施促進支援の期間においても可能でしょうか？</p>	<p>① 明確な業務区分をすることを前提にしておりますが、可能です。</p> <p>② 本事業実施促進支援のメンバーと施工監理コンサルタントのメンバーの重複は、本事業実施促進支援の期間においても可能です。但し、本事業実施促進支援における当地活動日については、JICA 安全対策措置を順守頂く必要があります。また、本実施促進支援における当地活動日と施工監理コンサルタントとしての当地活動日を日単位で明確に分けて頂く必要があります。(以下8で説明する通り、渡航ごとに申請が必要です)</p>
2	p12 第2.1	<p>上部構造物との調整を図る必要がありますが、当該構造物を設計する現地設計事務所の実施工程についてご教示いただけますでしょうか。</p>	<p>DESCO 及び DPDC と現地設計事務所間の契約締結はそれぞれ3月末、5月頃を予定(※)しており、実施工程について現時点において共有できるものはごさい</p>

			<p>ません。入手次第共有させていただきます。 ※業務指示書 P15、第 2、6.(1)では「2018 年 2 月 3 月頃雇用予定」と記載されておりますが誤りのため、上記のとおり訂正させていただきます。</p>
3	<p>p13 「2 業務の概要」2) 施工監理コンサルタントが実施する地下変電所各種設計(冷却装置・地下送電用洞道・配電用洞道及び立坑・電気設備・地中送配電線等)に基づき、再度上部構造物の設計で適切に設計協調が取られるよう修正案を DESCO 及び DPDC に提言する。 p16 「(3) 上記 6.(1)における本業務と DESCO・DPDC 雇用の現地設計事務所との役割分担」</p>	<p>① ご提案のスケジュールでは、施工監理コンサルタントが雇用される期間より前に上部建物設計との協調検討を開始することが想定され、その場合は施工監理コンサルタントにより実施される左記の地下変電所各種設計は存在しえないことから、FS において行われた地下変電所レイアウト設計等をもって検討し、FS 設計の修正・変更が同時に必要となることが想定されます。この時期の地下変電所設計の調整・修正とその責任については、本事業実施促進支援にて問題点の整理および修正提案を検討し、施工監理コンサルタントがその後行う詳細設計への反映を提案するという形とし、地下変電所詳細設計に対する責任は負わないという理解でよろしいでしょうか。</p> <p>② この運用となった場合、施工監理コンサルタントが雇用された後、ご指示の上部建物の設計についての設計協調は施工管理コンサルタントによる詳細設計をへて提案されるべきものと理解しており、DESCO・DPDC への提言も施工監理コンサルタントが行うものと理解しております。その場合本事業実施促進支援は施工監理コンサルタントの詳細設計結果への助言および、DESCO・DPDC への説明支援という役割となると想定しますが、本理解正しいでしょうか。業務内容、業務</p>	<p>① ご理解のとおり、施工監理コンサルタント雇用前に本業務が開始される予定のため、2017 年 JICA にて実施した「<u>バングラデシュ国ダッカ地下変電所に係る情報収集・確認調査</u>」で行われた基礎的な設計をベースに、上部構造物設計上の考慮事項や設計修正案について DESCO/DPDC/現地設計事務所へ助言頂くことを想定しております。また、業務指示書 P16、第 2、6.6)に記載がございますとおり、上記に加え、上部構造物設計について地下変電所基本設計の際に留意すべき事項について、施工監理コンサルタントにフィードバックを頂くことを想定しております。地下変電所基本設計(※)そのものについては施工監理コンサルタントが全て実施することから、責任は施工監理コンサルタントにあります。</p>

		<p>量、実施スケジュールの確認のため、ご確認いただければ幸いです。</p>	<p>※地下変電所詳細設計はコントラクターが実施することを想定しております。</p> <p>② DESCO 及び DPDC による施工監理コンサルタント雇用は、2018年9月頃を予定しており、本事業実施促進支援の契約終了時期(2019年1月末)まで数か月重複期間がございます。同期間中については、同事業実施促進支援において、地下変電所基礎的な設計を踏まえた上部構造物設計へのフィードバックや修正支援の実施を想定しております。</p>
4	p13 第2.2	<p>本プロジェクトの L/A 署名(2017年6月末)以降に、環境社会配慮面での問題発生(用地取得など)や、新たに確認された環境社会配慮面での検討事項等があれば、ご教示ください。</p>	<p>2017年9月に DESCO 及び DPDC 共にダッカ地下変電所建設事業に係る EIA 承認を環境局から得ております。また、2018年2月に同事業建設サイトの土地移転に係る MoU が DPDC 及び BPDB (バングラデシュ電力開発庁)間で行われており、本事業実施に係る土地は DESCO 及び DPDC 共に確保されております。</p>
5	p14 第2.6	<p>現地再委託については、当該上部構造物設計事務所または第三国も含めた設計会社への委託もあり得ますでしょうか。</p>	<p>前者への再委託については明確な業務区分ができることを前提に必要に応じご提案頂いて問題ございません。但し、後</p>

			者についてはバングラデシュへの渡航が可能であることが前提となります。
6	p14 第2.6	研修・招聘ガイドラインに基づき、本案件に包括するコンサルタント側の業務範囲は原則通り「実施業務」のみで、「受入業務」及び「監理業務」は貴構のご負担との理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
7	p17 7. 成果品等 (1) 報告書	4)プロジェクト業務完了報告書について、「簡易製本」でよいでしょうか。また、各提出物に係る「電子ファイル」はCD-Rではなく、メールやギガポッドでの送付でも可能という理解でよいでしょうか。	・プロジェクト業務完了報告書は、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に係るガイドライン(2014年11月、JICA)」に従い、製本報告書の仕様にて作成をお願い致します。 ・最終報告書の提出はCD-Rで、それ以外はメールやギガポッドでの送付をお願い致します。
8	p21 6. その他の留意事項 (1) 安全管理 「現地調査／業務の実施に際しては、JICAの安全対策措置を遵守すること。」	2017年12月公示の貴機構による同国案件(バングラデシュ国GNSS連続観測点および験潮所整備計画協力準備調査)の業務指示書では、「貴機構として渡航制限(滞在期間は最大3週間、人数制限あり)を設けてある」と記載されており、渡航時期をご指定なさっています。 現在も同様の渡航制限が存在し、それを前提として渡航計画を立案すべきと考えますが、この理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおり、バングラデシュへの渡航については一定の制約がございます。 具体的には、バングラデシュへの渡航については、1回の渡航あたり(3週間ではなく)2週間、3名を目途としており、当面この運用が続く見込みです。ただし滞在期間や人数はその必要性や緊急性に応じて個々に判断しております。 こうした渡航は、現在四半期ごとにその人数や期間を踏まえて調整しています。例えば、4月～6月の渡航については、1月末から2月上旬にかけて事業関係者に渡航希望を聴取します。その後、JICA内で

			<p>各渡航の必要性や緊急性を踏まえて各渡航の是非を検討し、渡航登録の結果を3月上旬に関係者に通知しています。この渡航登録の結果を受けて、事業関係者は登録なされた渡航の14営業日前までに渡航申請(渡航連絡票兼安全対策確認シート)をJICAにご提出いただくこととなります。JICAは、この申請に基づき、改めて渡航の是非を検討した上で結果を調査団等に伝え、調査団等を派遣していただいております。</p> <p>こうしたプロセスは当面継続する予定ですので、これを前提に渡航計画を作成するようお願いいたします。なお、4月～6月の渡航については、ラマダン・イード期間を避け5月上旬～中旬、及び6月下旬～7月上旬の期間それぞれにおいて本事業に係る3名分の渡航枠を確保しておりますので、極力この範囲内で渡航計画を作成頂きますようお願い致します。</p>
9	p21 第3.6	<p>執務室の安全対策について、新規に執務室に安全対策を施すケースと、既にある程度の安全対策が整備されている執務室を探すケースが考えられますが、後者の場合であっても執務室のレンタルコストを安全対策費として計上しても問題ないでしょうか。</p>	<p>計上頂いて問題ありません。</p>

10	p22 「5)宿泊場所は、JICA バングラデシュ事務所が安全状況を確認したホテルに限定する。」	安全対策検討のために、現時点で安全環境を確認いただきたいホテルのリストをご提示いただけないでしょうか。	ホテルリストについては、リストそのものが取扱注意となる情報のため、セキュリティへの配慮の観点から現時点でご提供することはできません。 上記8. で回答をしている渡航申請をご提出いただく際に、具体的ホテル情報をご提供しますので、渡航申請に際してバングラデシュ事務所の案件担当者からホテル情報をご確認ください。
11	(直接記載なし: 安全対策関連)	昨年の貴機構の安全対策では「ラマダン期間中は可能な限り渡航を避ける事、ラマダン終了後のイード休暇を含む一定の期間は原則渡航不可」とのご指示がありました。 本年度のラマダンの時期が5月14日～6月14日と想定されておりますが、同様の安全対策のご指示がでるものとして渡航を計画すべきでしょうか？	ご理解のとおりです。 なお、現在想定されているイード休暇は6月15日(金)～17日(日)であり、少なくともこの期間はバングラデシュへの渡航を避けて下さい。
12	価格プロポーザルについて	業務実施に必要な機材の運搬にかかる「エクセス費用」について、現行ガイドラインによると「機材送料」に積算されるものと理解していますが、従来「航空運賃およびエクセス料金」は競争見積金額に対し「別見積」の対象とされていたかと存じます。見積内訳としては「機材送料」に記載のうえ、見積金額内訳表中は「別見積」の扱いとさせていただくことでよろしいでしょうか。	「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン(2017年6月、JICA)」に基づき、「業務従事者が、業務に必要な資機材を同時携行する場合のエクセス費用は機材送料で計上」となります。別見積の対象は業務指示書 P 6、第7に記載のとおりとなり、機材送料は含まれず、別見積扱いではございません。

13	価格プロポーザル内「一般管理費」について	<p>https://www.jica.go.jp/announce/information/20180208.html 上記、御機構HP内のお知らせによると、5月以降のバングラデシュ国での業務実施に係る一般管理費率は未確定ということかと存じますが、価格プロポーザルについてはこれによる一般管理費率 10%加算を行わない計算で算出すべきでしょうか。または、可能性(上限値)として加算された金額にて算出すべきでしょうか。</p>	<p>2018年4月30日までに発生する業務従事人月(国内及び現地)を一般管理費等率 10%加算の対象とし、2018年5月以降発生分については非加算で見積もりをお願い致します。</p>
----	----------------------	---	--

以上